

# 1 引受基準緩和型普通養老保険 (かんぽにおまかせ(満期タイプ))

この商品は、健康に不安のある方でもご加入いただきやすいよう引受基準を緩和しているため、保険料は当社の標準的な引受基準の商品と比べて割り増しされています。また、契約日からその日を含めて1年間を支払削減期間としています。

<p><b>契約の目的</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康に不安のある方でもご加入いただきやすく、万が一の保障(死亡保障)と満期の楽しみ(必要なお金の準備)を兼ね備えたシンプルな保険です。</li> </ul>
<p><b>商品の特長</b> ※①</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」</li> <li>●被保険者が死亡したとき ⇒「死亡保険金」 ※支払削減期間内に支払事由が生じた場合に支払う死亡保険金額は、基準保険金額の50%となります。</li> <li>●「特約」※②を付加することで、より充実した保障を準備できます。</li> </ul>



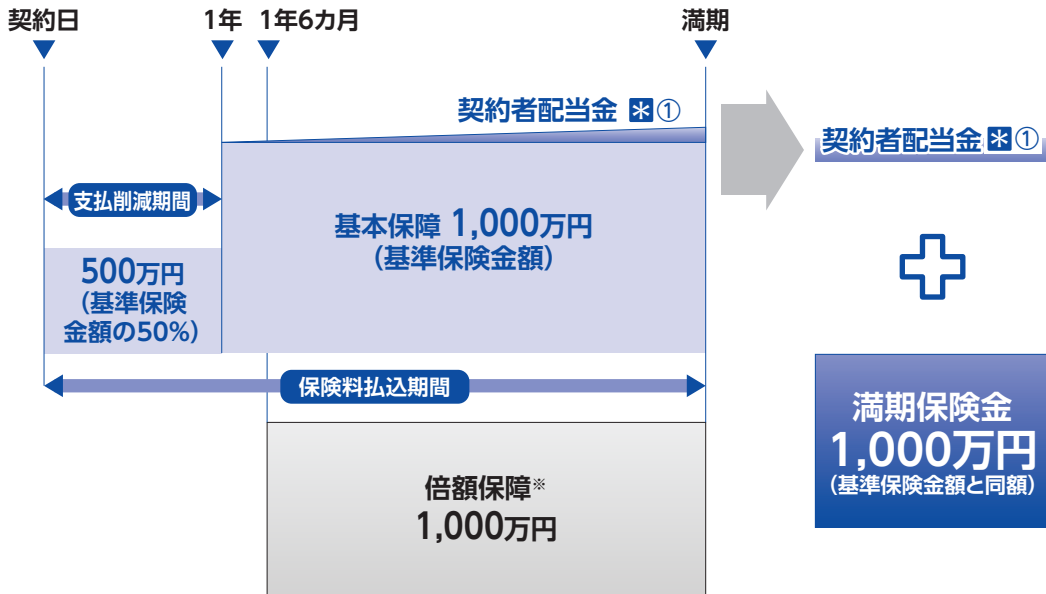
●健康状態についてより詳細な告知をいただくことで、引受基準緩和型商品よりも保険料が割安な当社の標準的な引受基準の商品に申し込みをいただくことができます(告知内容などにより、引き受けができない場合があります。)

※①しおり28P参照…「基本契約の保障内容」

※②しおり29P参照…「特約の保障内容」

## かんぽにおまかせ(満期タイプ)

### 基準保険金額 1,000万円に加入の場合



#### ※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日からその日を含めて1年6カ月(契約を復活したときは、さらにその復活日からその日を含めて6カ月)を経過してから、被保険者が、「不慮の事故」でのケガを直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または「当社所定の感染症」を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと「同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日※②から開始します。

※①しおり58P参照…「契約者配当金」

※②しおり14P参照…「契約の保障(責任)の開始と契約日」